

# 国民年金 こんなとき こんな年金が受けられます

65歳になったとき…

## 老齢基礎年金

### 老齢基礎年金の年金額

保険料を20歳から60歳までの40年間納めて

年金額 **804,200円** (満額)  
(平成14年度の額)

保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が原則として25年以上ある人が65歳になってから受けられるのが老齢基礎年金です。

### 老齢基礎年金の計算式（未納・免除期間がある場合）

$$\frac{804,200\text{円} \times (保険料納付済月数) + (保険料を全額免除された月数} \times \frac{1}{3}) + (保険料を半額免除された月数} \times \frac{1}{6}}{40\text{年} \times 12\text{月}}$$

※半額免除期間は、残る半額分の保険料を納付しなければ未納期間と同様扱いになります。

### 年金を受けるために必要な期間

- ①国民年金の保険料を納めた期間
- ②国民年金の保険料の免除(全額・半額)を受けた期間
- ③国民年金の学生納付特例を受けた期間
- ④第3号被保険者であった期間
- ⑤任意加入できる人が加入しなかつた期間
- ⑥昭和36年4月以降の厚生年金の被保険者期間または共済組合の組合員期間

●これらを計算して、原則として**25年以上**の期間が必要です。しかし、加入していても保険料を納めなかつた期間は除かれます。

## あなたの国民年金 パート⑧



ねんきんななちゃん

老齢基礎年金を受ける年齢は65歳ですが、希望すれば60歳から64歳までの間でも繰上げて受けることもできます。

繰上げ請求をした時の年齢	減額率	
	昭和16年4月2日以後生まれの人	昭和16年4月1日以前生まれの人
60歳	30%	42%
61歳	24%	35%
62歳	18%	28%
63歳	12%	20%
64歳	6%	11%

●昭和16年4月2日以降に生まれた人の支給率は月単位で計算されます。

もしも、病気やケガで障害が残ったとき…

## 障害基礎年金

### 障害基礎年金の年金額

1級障害… **1,005,300円**  
(月額83,775円)

国民年金加入中に病気やケガで一定の障害が残った時や、20歳前の病気やケガで一定の障害が残った場合に障害基礎年金が支給されます。  
(一定の要件を満たした場合)

2級障害… **804,200円**  
(月額67,017円)  
(平成14年度の額)



もしも、家の働き手に先立たれたら…

## 遺族基礎年金

### 遺族基礎年金の年金額

子のある妻が受ける場合…  
**1,035,600円**  
(月額86,300円)

国民年金加入中や老齢基礎年金の資格期間を満たした人が亡くなつたとき、生計を維持されていた子のある妻、または子に支給されます。

子が受ける場合…  
**804,200円**  
(月額67,017円)  
(平成14年度の額)

